

木炭生産の展開とその地域性 : II-大正期

赤羽, 武
九州大学農学部

<https://doi.org/10.15017/15873>

出版情報 : 演習林集報. 20, pp.117-143, 1964-06-15. Kyushu University Forests
バージョン :
権利関係 :



木炭生産の展開とその地域性

(Ⅱ — 大正期)

赤 羽 武

Takeshi AKAHA

Study on the Development of Charcoal Production and its Regional Particularity in the Taisho Period (1912—1925)

目 次

- はじめに——問題の所在
- Ⅰ．大正期における主要木炭生産地
- Ⅱ．木炭主要産地の固定化とその要因
 - 1. 林野所有と木炭生産
 - 2. 林業生産の展開と木炭生産
 - イ．育成的林業生産と木炭生産
 - ロ．用材採取生産と木炭生産
 - 3. 農業の展開と木炭生産
 - 4. 林産行政と木炭生産
- む す び

はじめに——問題の所在

わが国には、林野利用の一形態として旧くから木炭生産がある。

林業の発展を木炭生産を含めた採取的林業生産から育成的林業生産への過程として捉えたとき、この木炭生産は林業の端緒的形態として位置づけることができるであろう。すなわち、具体的には薪炭生産→天然林の用材採取生産→人工林の用材採取生産という発展形態をとることを意味している⁽¹⁾。

ところで林業は社会的一生産部門であることは言をまたない。このことは、林業の発展が資本主義そのものに規定されていることを意味している。したがって、林業の一形態である木炭生産もまた、資本主義の埒外にでることはできず、資本主義の発展、停滞等々に強く影響され、その作用を受けているはずである。

資本主義の発展そのものは、非常に複雑な、しかも不均等的発展を本質的特徴としていられるといわれている。このような資本主義が林業を捉える場合、当然のこととして複雑な、錯綜した作用を林業に与え、その結果、林業も複雑な、錯綜したものに改編されるであろう。

特に、資本主義が一定の地域をその手中に抱き込む場合、それぞれの歴史的、経済的諸

(1) もちろん、歴史的にはこの順序が逆になっていることも多い。しかし、抽象的には、日常消費生活にとって不可欠なものである薪炭生産が先行すると考えることができるであろう。

条件が異なるとしたならば、それを自己に適応すべく改編する過程で、それぞれ異った形態を作り出すであろう。

したがって、ある地域の林業がもっともプリミティブな段階にあるとすれば、資本はまずその林業を自己に適応させるであろうし、発展した段階の林業であったら、さらにこれを発展せしめるであろう。加えて、林業をとりまく諸条件が、具体的には、地域の産業の状態、労働力の存在形態等々が異っている場合には、これが強く作用して、林業の発展の様相は異ってくるはずである。この結果、林業の支配的な形態が地域によって異なるという現象を呈する可能性をもつであろう。いわゆる林業発展の地域性の現象がこれである。

そうだとすれば、木炭生産が支配的な地域は、わが国においては、林業の端緒的形態が支配的で、したがって後進地であることができる。逆に、育成林による用材生産が支配的であって木炭生産がまったく行なわれないか、行なわれたとしても従属的位置を占めるにすぎないところは、林業の先進地として特徴づけられるはずである。

以上の考察を前提として、ここではさしあたりつぎのごとき事項を明らかにするという課題が設定される。

- (1) 木炭生産が支配的な段階にある木炭生産地とその性格。
- (2) 用材生産段階への移行期および用材生産段階における木炭生産地とその性格。
- (3) 木炭生産地の地域的偏在性およびその固定化を惹起する条件とその地域的差異。

ただし、本稿では、日本資本主義が世界列強の一つとして世界史の舞台に本格的に登場したが、明治期からすでに負わされていた資本主義そのものの矛盾が激化した大正期——林業の発展段階では、支配的には、採取林業生産から育成的林業生産への過程を歩みだしたが、資本主義の矛盾に規定されて、非常にジグザグな発展をし、かつ先進地と後進地との差を益々明らかにした大正期——について具体的に考察する。

考察の資料は、諸先学の諸論文、評論、官公署による統計資料および調査報告書等である。

I. 大正期における主要木炭生産地

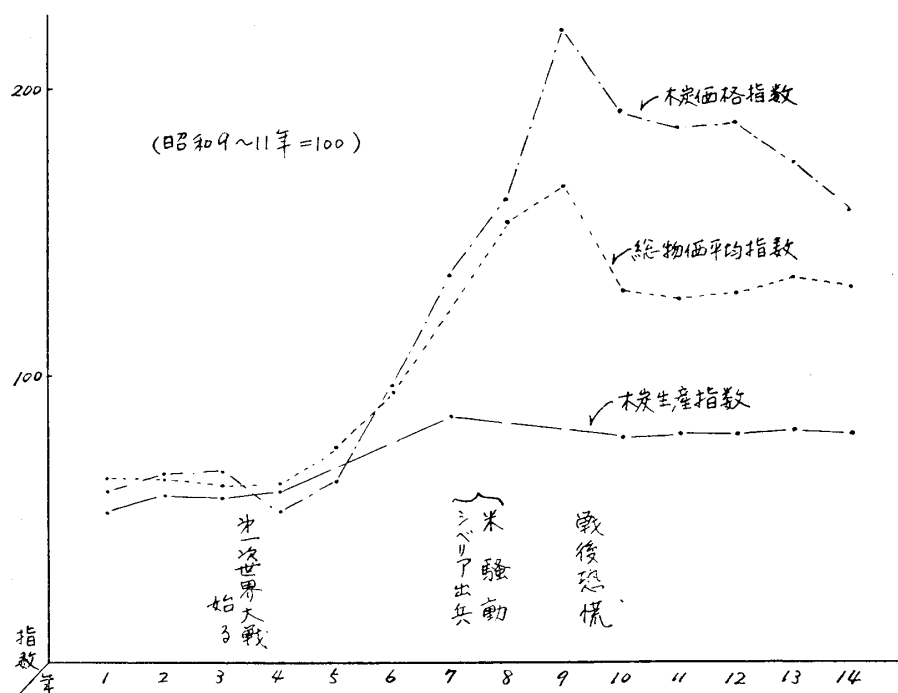
大正期における木炭生産の状況は、第1図に示すごとく、明治末期における状態と比較すると必ずしも飛躍的に発展したとはいえない。しかしながら、第一次世界大戦(1914～1918)を契機とする異常な好況(総物価平均指数に示されている)を反映して木炭の市況も活気づき、木炭の生産量もまた約10%強生産増となっている。 というのはものの戦後恐慌による不況は、物価および木炭価格に強く影響しているが、木炭の生産量は好況期ののぼりつめたところをほぼ横ばいしている。

このことは、木炭生産そのものは資本主義経済の作用を受けているのであるが、好況期にはあまり急激な生産量の増加もないかわり、不況期にはそれほどの生産減をみせないという特徴を示している。木炭が、当時においては、米と同様生活必需品であり、好不況によって消費量を調節しえないものであったからではなかろうか。しかし、大正期を通じては、木炭生産量が増加傾向を示していることにはかわりない。

以上のことは、当時の木炭生産が主として農家の兼副業として行なわれ、好況期には雇用機会に恵まれたことによって製炭従事者が減少し、不況期には帰農者等によって製炭従

事者が増加するという木炭生産の性格を反映しているものでもあろう。したがって空前の変動を示した大正期の経済状態にもかかわらず木炭生産は全体としては伸長するという傾向を示しているが、しかし資本主義経済の変動に比較すると木炭生産量の変動は非常に弱い結果を示していると考えられる。

図 1 大正期における木炭生産と物価変動の状況



備考) 1. 木炭価格及び総物価平均価格は、林野庁調査課；林業経済統計資料，1957年，34ページ 29表による。

2. 木炭生産指数は、農林省統計調査部；農林省累計統計表，121ページにより，昭和9~11年の1カ年当り平均木炭生産量を100としたもの。

ではこれを地域的にみればどうであろうか。明治末期における主要木炭生産地は、北海道、岩手を中心とする東北、高知県の南四国、宮崎、鹿児島県の南九州地方であった。これらの地方は、明治初期にはいまだ主要産地化していなかったが、明治初期の主要産地が育成林業地帯に発展したことによって、木炭の主要産地として登場してきたところである⁽²⁾。

それゆえ、大正期の主要木炭生産地は、基本的には明治末期の延長である。それは、表1によって確認することができるであろう。

すなわち、生産量の多い順に10道府県をとると、大正初期と末期では、大きな変化はなくただ島根県、鹿児島県の登場と和歌山県の退場が目立つくらいである。北海道、東北、北陸、中国、南四国、南九州等の現在の木炭主要生産地が、大正期にはほぼ確立したということが出来るであろう。

(2) 赤羽 武：塩谷 勉；木炭生産の展開とその地域性（1—明治期），九大演習林集報，第18号，2ページ。

表 1 大正初期と末期における木炭生産量上位 10 府県

順位	大 正 4 年 (1915)			大 正 14 年 (1925)		
	府 県 名	生 産 量	全体に対 する割合	府 県 名	生 産 量	全体に対 する割合
1	岩 手 県	115,683 ^{トン}	8.8 [%]	北 海 道	1,758,511 ^{トン}	12.0 [%]
2	北 海 道	113,045	8.6	岩 手 県	118,851	6.8
3	福 島 県	66,136	5.0	福 島 県	81,185	4.6
4	宮 崎 県	62,488	4.7	宮 崎 県	74,426	4.2
5	高 知 県	49,226	3.7	高 知 県	67,269	3.8
6	宮 城 県	44,751	3.4	島 根 県	62,340	3.5
7	新 潟 県	40,910	3.1	新 潟 県	55,523	3.2
8	秋 田 県	40,280	3.1	鹿 児 島 県	54,576	3.1
9	和 歌 山 県	39,378	3.0	大 分 県	54,471	3.1
10	岐 阜 県	37,093	2.8	秋 田 県	53,020	3.0
計			46.2			47.3

備考) 全国燃料会館；日本木炭史，564～613 ページより作成。
但し，量目は，貫をトンに換算。沖縄は算入していない。

明治末期に対する大正末期の主要木炭生産地を比較するため，地方別に全生産量に対する割合をくらべると表 2 のごとくである。

表 2 地方別木炭生産比率 (%)

地方名	明治43年	大正14年	増 減
北 海 道	8.0	12.0	4.0
東 北	19.0	20.3	1.3
関 東	11.6	8.7	△ 2.9
北 陸	7.6	8.7	1.1
東 山	5.1	4.3	△ 0.8
東 海	8.8	7.6	△ 1.2
近 畿	7.4	6.2	△ 1.2
中 国	10.8	11.4	0.6
四 国	7.5	6.3	△ 1.2
九 州	14.2	14.5	0.3
全 国	100.0	100.0	

備考) 明治43年は，赤羽：塩谷；前掲稿より。
大正14年は，全国燃料会館；前掲書より作成。△印は減少を示す。

北海道，東北，中国，九州は着実に生産量が伸長し，木炭の主産地となっていることがわかるが，ただ大正 14 年に全国で 5 位である高知県をもつ四国だけは，1.2%の減少を示している。これは，香川，愛媛，徳島 3 県の生産割合の合計が明治 43 年の 3.6%から大正 14 年には 2.5%へと減少していることからして，高知県以外の諸県の減少が影響し，数字に表わされたものであって，南四国が主産地化していることを少しも妨げるものではないといえるであろう。

以上から，われわれはつぎのごとくいうことができるであろう。すなわち，関東，東海，近畿等のいわゆる先進的地方が，明治期から一貫して木炭生産に占める比重を小さくしているのに対して，北海道，東北，北陸，中国，南九州等のいわゆる後進的地方においては，一貫してその比重を大きく

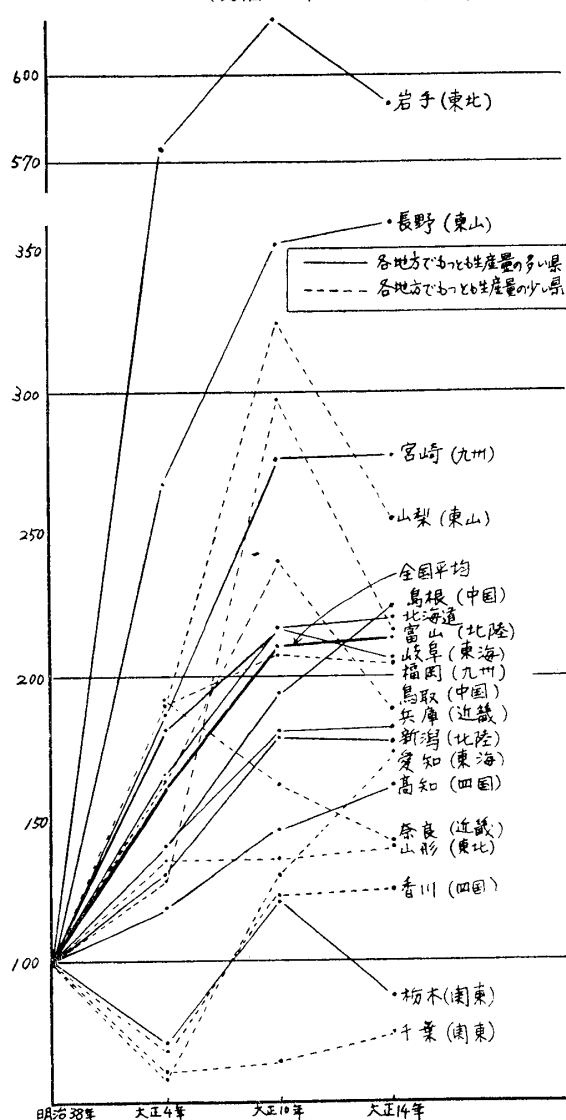
している。したがって、大正期の木炭主要生産地は、後進地に固定化される傾向が、明治末期に引続いて一層顕著になっているということである。

だがしかし、表1および表2から上述の結論を断定的に下すのは非常に危険である。なぜならば、表1と表2では、府県の面積が異っていること、木炭生産にとって絶対的条件をもつ森林面積（とくに広葉樹林）も異っていること、さらに木炭の生産者数が異っていることを考慮していない。これはいわば絶対的数量を単純に比較したものであるからである。しかし、これらの条件を考慮することは、資料的に困難である。しかし、“北海道、東北、北陸、中国、南四国、南九州地方に木炭の主要産地が固定する傾向が強い”という場合には、少なくとも動態的な考察を是非とも加える必要がある。

では、大正期における地域的な木炭生産の動態変化はどうであろうか。それは図2にみるごとくである。10の農区における大正10年の木炭生産量が、もっとも多い府県と最も少ない府県とをとりだし、その推移をみたものである。

図の特徴的な点を拾ってみよう。まず目につくのは、岩手県の急激な伸長とこれに続く長野、宮崎、山梨、島根、北海道、富山、岐阜、福岡の諸道県の伸長である。北海道、東山、北陸、東海(岐阜)、九州に属する諸県である。第二は、大正10年をピークにして、大正末にはひとまず生産量が減少しているのが多くの道府県の傾向であるが、宮崎、島根、北海道、兵庫、高知、山形の諸県では一貫して伸長している。これらの諸県は、兵庫県を除くとすでにみたごとく、全国生産量に対する府県生産量の割合が一貫して増大した地方である（愛知県も一貫して伸長しているが、明治38年基準でないため除外する。）。これに対して第三は、栃木、千葉の関東2県が明治38年水準以上に出ることができないという点で共通していることである。いうまでもなく、栃木、千葉両県は、明治初期から中期にかけては木炭の主要生産

図2 大正期木炭生産の推移（主要府県別）
（明治38年を100とする）



- 備考) 1. 全国燃料会館；前掲書より作成。
2. 愛知県は明治43年を100とする。
3. 関東、近畿の生産量最少の府県は、それぞれ東京と大阪であるが、都市的要素を考慮して除外した。

地である。⁽³⁾ 第四は、育成的林業の先進地、奈良県が、他の府県の大勢が生産量の伸長というところにあるのに対して、一貫して生産量を減少している点である。いうまでもなく、近畿地方という条件に加えて、育林生産の一層の進展がその原因と思われる。

以上の考察から、われわれは、全国生産量に対する比率によって得た一応の結論、木炭の主要生産地が、北海道、東北、北陸、中国、南四国、南九州に固定化されつつある傾向があり、関東、近畿地方は一貫して木炭生産地という点では遠のいてゆくという結論に、東山（特に長野県）を加えるとほぼ大正期の主要木炭生産地とその固定化を確認することができたといえるであろう。

では、なぜこのような傾向が生じたのであろうか。

II. 木炭主要産地の固定化とその要因

明治末期に木炭の主要生産地と化し、大正期において固定化した前記の諸地方は、すでに触れたように、いわゆるわが国の後進地である。木炭の主要生産地が後進地に固定したのは、木炭生産が大正末期の後進地に適した林産物商品化の道であり、資本主義経済に抱き込まれ、商品経済に対応するための唯一の生産であったからにはほかならない。

ではなぜ後進地に木炭生産が集中するのであろうか。別の言葉で、なぜ後進地における林木商品化の形態が木炭という姿態をとるのか。以下検討を加えて行こう。

1. 林野所有と木炭生産

まず第一に考えられるのは、林野所有との関係における原木問題である。木炭生産を基本的に規定するのは、木炭原木である。だから、この原木を誰れが、どのように所有しているか、つまり林野を誰れがどのように所有しているかは重要な問題である。木炭生産が林業の支配的形態であるためには、原木が豊富にしてかつ安価であるということだけでなく、一定量のまとまった存在が前提とならなくてはならない。したがって、林野所有の規模がまず問題となる。

この場合、国有林(御料林も含めて)の多い地方は木炭生産にとって有利な条件となる。なぜならば、国有林においては、官行製炭が行なわれただけでなく、薪炭材の民間への処分払下げが行なわれ、製炭原木の有力な供給源であったからにはほかならない。

すなわち、国有林が多い地方は一つにまとまった所有形態の林野が大きく、広葉樹林が大きければ製炭原木が多いことを意味している。また、私有林においては、そしてとくに広葉樹林の大規模所有があれば、まとまった製炭原木があることを意味している。このことは当然のこととして木炭生産にとって有利な条件となる。なぜならば、国有林においては官行製炭がなされただけでなく、薪炭材の民間への処分が行なわれ製炭原木の有力な供給源であったからにはほかならない。⁽⁴⁾ たとえば、「明治 39 年官行斫伐事業が開始せられた当時から今日迄続行してゐる……が、その当時は僅かに杣材事業の附帯事業として経営するに過ぎない様な感があった」⁽⁵⁾ 官行製炭も大正年代に入るやしばしば民間から問題にさ

(3) 拙稿；前掲稿参照。

(4) 御料林の場合の官行製炭は、大正 7 年 9 月から行なわれた。小田稔；帝室林野局官行製炭事業の概況，大日本木炭協会報，Vol.5，No.10，452 ページ。

(5) 南 時次郎；国有林の薪炭問題，大日本木炭協会報，Vol.4，No.8，395 ページ。

れ、「此の官行製炭に就ては、近時大分廃止運動が行はれて居る様でありますが、……努めて民業圧迫とか同業者に迷惑を懸けることのない様に留意して居る次第であります。」と弁解しなくてはならないほど盛んになっただけでなく、「国有林に於ける薪炭林の処分方法に二つあります、一つは区域を劃し立木の儘売の場合と、他は官行で資材を伐採し之を木炭に製造して売の場合であり……大部分は前者の立木の儘処分するのであって……立木処分も売払の形式によりまして特売と公売とがあります……」⁽⁶⁾ というように、多量の木炭原木を供給し木炭生産に強く影響していたからである。

いま大正10年における国有林の分布と木炭生産の関係をみると表3のごとくである。

表3 国有林と木炭生産

		国 有 林 比 率 (%)						
		5 以下	5~10	10~20	20~30	30~40	40~50	50以上
全国木炭生産量に対する都道府県別生産比率(%)	2 以下	千葉県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 徳島県 長崎県	岡山県 香川県	埼玉県 東京都 山梨県 愛知県 鳥取県 愛媛県 福岡県 佐賀県	茨城県 熊本県	神奈川県	富山県	山形県
	2 ~ 3	福井県 山口県	三重県 兵庫県 広島県	石川県	岐阜県 静岡県	宮城県 栃木県	長野県	青森県 群馬県
	3 ~ 5	島根県		大分県		高知県	秋田県 福島県 新潟県 宮崎県 鹿児島県	
	5 以上						岩手県	

- 備考) 1. 国有林比率は、第38次農商務統計表より大正10年について算出。
 2. 木炭生産比率は、日本木炭史；前掲書より算出。但し原典は農商務統計表であり、黒炭、白炭の合計である。

表から明らかなごとく、全生産量の3%以上(53,000トン以上)の生産がある諸県はまた、国有林率も高く40%以上に及ぶ東北、南九州が属している。ただ、島根県の場合は、木炭生産量が3%以上(3.5%で北海道を含めて全国第6位にある)にもかかわらず、国有林率は5%以下(4%)で、木炭の生産県は国有林も多くなっているという傾向に対して、特殊な位置を占めている。これは、いうまでもなく「タタラ」の終息とそれにともなう大山林所有者の企業製炭者化によるものである。それはともかく、これらの地方は、逆にいえば私有林業の展開が見られないかあるいは微弱なところであり、いわゆる後進地

(6) 山本 繁；九州における国有林の薪炭林に就て，大日本木炭協会報，Vol.3, No.12, 577ページ。

に属することはいうまでもない。⁽⁷⁾ そして「南九州方面ではまだ薪炭林も相当存在し、伐採跡地も其儘更に萌芽させて居る……」⁽⁸⁾ という例からもわかるように、薪炭原木林として有力な位置を占めていた。

では、木炭生産と私有林の関係はどうであろうか。木炭生産が大規模に行なわれるためにはまとまった原木が保障されること、つまり大面積所有が存在することが一つの条件となることはいうまでもない。

表4は私有林野の所有規模と木炭生産の関係をみたものである。

表4 林野所有と木炭生産

		私有林野所有者1人当たり所有面積規模(町)							
		1.0未満	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～2.5	2.5～3.0	3.0～3.5	3.5～4.0	4.0以上
全国木炭生産量に対する都道府県別比率(%)	2未満	大阪府 佐賀県	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 愛知県 香川県 愛媛県	滋賀県 奈良県 鳥取県 福岡県 長崎県	山形県 岡山県 熊本県	京都府 和歌山県	山梨県		徳島県
	2/3		長野県 三重県 山口県	宮城県 群馬県 兵庫県	栃木県 広島県 静岡県	青森県 岐阜県	石川県 福井県		
	3/5			新潟県 鹿児島県	大分県	福島県 高知県	秋田県	島根県	宮崎県
	5以上								岩手県

備考) 1. 全国木炭生産量に対する比率は、大正14年の数値であり、日本木炭史より算出。ただし原典は農商務統計表。

2. 私有林所有者1人当たり所有面積は、農林省山林局；地方山村林業経済調査書(第二輯)、昭和2年、第2表の3による。ただし大正13年現在。

表は山林所有者1人当たり所有面積と木炭生産規模との関係であるが、所有面積規模の大きいところ、すなわち、所有者1人当たり3町5反以上の階層では、徳島県を除くと島根、宮崎、岩手という当時のわが国の代表的木炭生産県が入り、しかも全生産量の3%以上の生産をあげている。これらの諸県は、岩手県の地頭的林野所有、島根県の隷農主的林野所有等に代表される非近代的土地所有者および宮崎県東臼杵郡・西臼杵郡にみられる特権的商業資本による前近代的土地所有者が根を張るだけでなく、大規模な製炭をしているところである。

これに対して私有林所有規模の小さい諸県、すなわち2町以下の階層の多くは、木炭生産もまた少なく、大部分が全体の2%以下を生産するにすぎない。そしてこれらの地方に

(7) 笠井恭悦；林野所有の形成とその地域性，宇大農学部学術報告，第4巻第1号，56～57ページ。

(8) 山本 繁；前掲書，577～578ページ。

は、南関東、東海、近畿、高知県を除く四国、北九州等のいわゆる先進地が属し、大なり小なり「北九州殊に福岡県、大分地方では薪炭林が伐られると、其の跡地は殆んどスギ、ヒノキの用材林に更新され、既に薪炭林の缺乏を告げんとしているところが各地にあるのであります。」⁽⁹⁾といわれるように、林業の発展段階そのものが、薪炭採取生産から育成的林業生産に発展しつつあるところである。

また、このような後進地と先進地との間に、北関東、東山、北陸、中国(山陽)等の一部の諸県が位置している。そして、これは「本郡に於きましては櫟は8,9年輪の12,3年より15年位で伐りつつある場所も見受け」「本郡の山奥より搬出する木炭1俵が東京に着く迄の運賃が大差なき有様となった」⁽¹⁰⁾という群馬県に代表されるごとく、「北海道、東北等の原生林の大部分を有する場所」と競争するために製炭地が奥地化しているところである。採取的林業生産である木炭生産が限界地ともいべき奥地でなされ、優等地、すなわち平野および山麓部ではすでに育成的林業生産へ発展しているという過渡的林業地帯、いわば中進地といえるところである。

したがって、木炭生産地としては、国有林の多い地方および大私有林の展開している地方、すなわち東北、山陰、高知、南九州、北海道等に固定化されることになったのである。

2. 林業生産の展開と木炭生産

イ. 育成林業生産と木炭生産

では、当時の育成的林業生産との関係における木炭生産の地域性はどうか。支配的な林業生産の形態が育成的林業生産へ移行してしまったか、あるいは移行しつつあるところ、すなわち先進地では製炭原木である広葉樹林を大量に供給するという条件だけでなく、安く供給するという条件に欠けるため、木炭生産は二義的位置に退かざるをえない。なぜならば、育成的林業生産への転換にともなって、広葉樹林が減少するというだけでなく、先進的林業地帯の実態調査の多くが示しているように、育成的林業生産に先行して天然生立木の採取にともなう立木価格の実現があり立木価格の騰貴があるため、木炭生産が展開する条件に欠けるからである。したがって、育成的林業生産と木炭生産との関係は背反的關係にあることが予想されるだけでなく、育成的林業生産発展の程度に従って木炭生産に地域差が生じることが考えられる。

実態はどうであろうか。適当な資料に欠けるうらみがあるが、大正末期における人工造林と木炭生産量との関係をみると表5のごとくである。

育成的林業生産の発展度を示す指標は、本来ならば人工林率によるのが望ましいのであろうが、ここでは資料的制約のため、大正9年から13年の5カ年間ににおける1カ年平均造林面積と全山林面積との割合を指標としこれと木炭生産量との関係をみたものである。

この表からつぎのことがいえるであろう。第一は、大まかに見て、右上の二つのグループ、(Ⅱ)および(Ⅲ)と左下の二つのグループ、(Ⅶ)および(Ⅷ)の二つに区分することができるということである。ⅡおよびⅢのグループは、一カ年当り人工造林面積が大きいのに木炭の生産量は少ないグループ、ⅦおよびⅧのグループは、1カ年当り人工造林面積が小さいのに木炭の生産量が多いグループである。前者のグループが都市近郊とかあるいは早

(9) 山本 繁；前掲書，580ページ。

(10) 土谷均平；吾妻木炭の改善に就て，大日本木炭協会報，Vol. 1, No. 4, 222～224ページ。

表 5 人工造林と木炭生産量

		民有林の山林面積に対する1カ年平均人工造林面積比率(%)					
		0.3 以下	0.3~0.5	0.5~0.7	0.7~1.0	1.0~1.5	1.5 以上
全国木炭生産量に対する木炭生産量比率(%)	0.5 以下	I		II	大阪府	東京都	香川県
	0.5 ~ 1.0		長崎県	愛知県 滋賀県	神奈川県 奈良県 福岡県	千葉県	茨城県 佐賀県
	1.0 ~ 1.5	IV	富山県 徳島県	京都府 愛媛県	埼玉県 和歌山県		
	1.5 ~ 2.0	岡山県	宮城県 城山形県	青森県 森取県	V	VI	
	2.0 ~ 2.5	福井県 広島県	群馬県	山梨県 兵庫県 熊本県	静岡県 三重県		
	2.5 ~ 3.0	VII	石川県 長野県	岐阜県	VIII	秋田県	IX
	3.0 以上		岩手県 高知県 福島県 大分県 新潟県 鹿児島県		栃木県 宮崎県		

- 備考) 1. 1カ年平均造林面積は大正9年から13年の5カ年間人工造林面積の合計を5カ年で割ったもの。林業発達史調査会；明治大正林業累年統計表（第2次表），1954年より算出。
2. 民有林面積は，大正13年末現在。農林省山林局；地方山村林業経済調査書（第二輯）より算出。
3. 木炭生産比率は，全国燃料会館；日本木炭史より算出。ただし大正10年の生産量である。

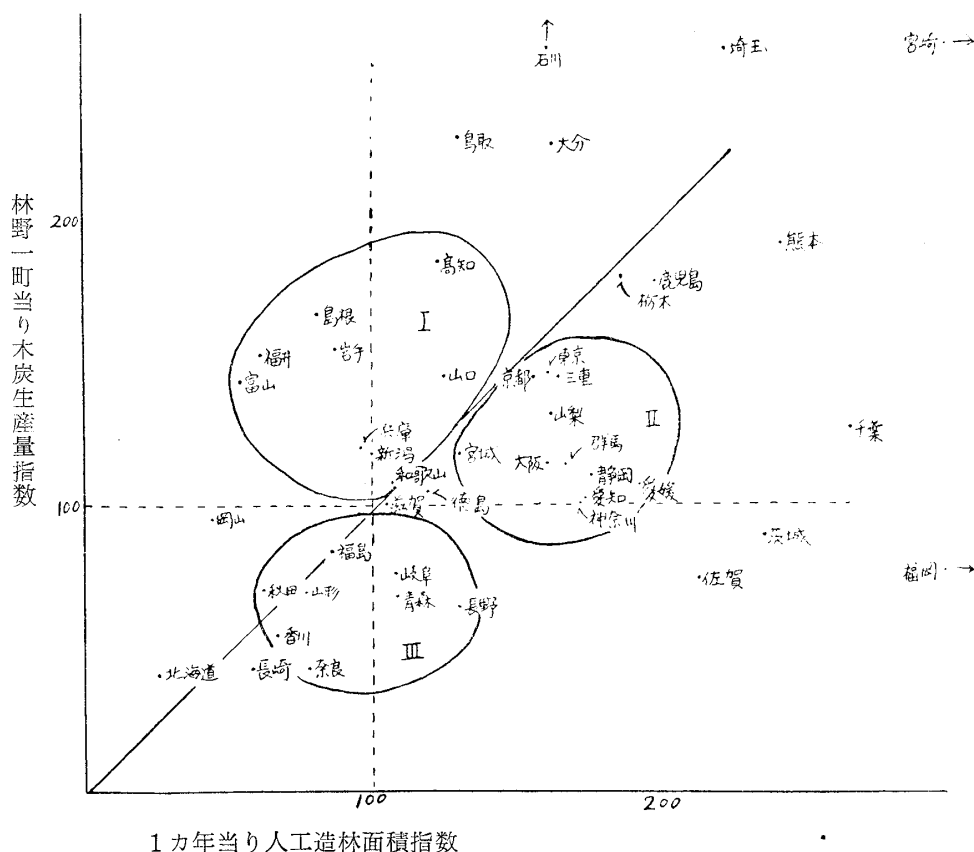
くからの育林地帯ないし明治以降の育林地帯であるところ，または，農業の生産力段階の高いところであり，後者は，すでに述べたごとく大正期における主要木炭生産地であるということが一見してわかる。特に，後者の場合，林業の発展段階からしてやっと製炭を主軸にすえ，採取的林業生産の段階にあるところであつ地理的には東京，大阪，京都といった都市から僻遠の諸地方，いわゆる後進地といわれるところである。このことは，木炭生産の条件が育成的林業生産にはまだ到達しない諸地方でなされ，さらに人工林の成立過程には時として木炭生産が直接的契機となっていることを示しているといえるであろう。

第二は中央（V）のグループで，上述の二つのグループの中間的位置を占めているということである。すなわち，人工造林面積，木炭生産量ともに中庸であつて採取的林業生産（ここでは木炭生産）から育成的林業生産へ移行しつつある過渡的段階，すなわちⅡおよびⅢのグループへ移行しつつある段階といえるであろう。それは，埼玉，京都，和歌山，静岡，兵庫等は明治初期から中期にかけてわが国の代表的木炭生産県であり，東京，京都，大阪等の市場で一定の比重をもっていたこと，それが明治末期以降の育成的林業生産の発展（名栗，尾鷲，天竜林業地などを代表例として）によって木炭生産が駆逐され始めたところであることからあきらかであろう。これからして，木炭生産の条件は，林業の発展段階がいまだ育成的林業生産段階に達していない地方を主体としていること，換言するな

らば、林業における意味からしても後進地に属すところにおいて生産され、木炭生産そのものがまた、後進地を表示する一つの指標となっているといえるであろう。

以上の点をより明らかにするため、大正10年における人工造林と木炭生産との関係をみると図3のごとくである。

図3 木炭生産と人工造林との関係（大正10年）



備考) 1. 算出の基礎は、第38次農商務統計表。

2. 一町歩当り木炭生産量指数は、木炭生産量/全林野面積の全国平均（但し沖縄は除外）を100とした指数。

3. 1カ年当り人工造林面積率指数は、1カ年当り人工造林面積/全林野面積×100の全国平均を100とした指数。

図は横軸に大正10年の全林野面積に対する人工造林面積の全国平均比率(0.43%)を100とした指数を、縦軸に同じく全林野面積1町当り木炭生産量の全国平均(2.07貫)を100とした指数をとったものである。

今、図を区分して、I, II, IIIの3グループとすることができる。すなわち、1カ年当り人工造林面積が小さく1町当り木炭生産量の多いIグループ、1カ年当り人工造林面積も大きく、1町当り木炭生産量の比較的多いIIグループ、そして1カ年当り人工造林面積が小さくかつ1町当り木炭生産量も少ないIIIグループである。

Iグループの構成はすでにみた岩手、高知、島根、新潟県等の代表的木炭生産地である。このグループは、採取的林業生産から育成的林業生産への指向が微弱であり、木炭生産が林業の中心的位置を占めていることをあらわしていると考えられる。

Ⅱグループは、東京、京都、大阪を始め群馬、神奈川、静岡等の大都市市場近傍諸府県であって、かつての木炭生産地である。ここでは人工造林による育成的林業生産への展開が推量されると同時に、木炭生産そのものも単位面積当りの生産量が多いことによって示されているように、集約的に行なわれていること、ないしは林野がおおむね開発されつくされていることを示すものと考えられる。

Ⅲグループは、1町当り木炭生産量が小さく、かつ1カ年当り人工造林面積も小さいグループである。このグループには、この段階ですでに人工造林がある程度進んでいるために1カ年当り人工造林面積が小さく、かつ木炭生産の比重が小さいと考えられる奈良、主として国有林の天然林を対象とする林業地帯の秋田、青森、岐阜そして大正期になって新たに製炭地として舞台に上りつつある長野、逆に相対的には停滞気味である福島等の諸県が含まれている。したがって、Ⅲグループは、奈良、香川両県を除くとⅠとⅡグループの中間的グループと考えることができるであろう。

したがって、以上からわれわれは人工造林が比較的進んでいる地方においては木炭生産の規模が小さいという関係、つまり先進育成的林業生産地帯では製炭が二義的林業生産の形態となり、逆に、木炭生産の規模が大きいところは、育成的林業生産が発展していない林業の後進地であるということがいえるであろう。

ロ、用材採取生産と木炭生産

では、育成的林業生産との関係における木炭生産地の性格が上述のとおりであるとすれば、用材生産、すなわち採取的用材生産との関係はどうであろうか。それは図4に示すごとくである。

図は資料の制約によって、正確な用材生産量を計算することが不可能であるため、用材伐採材積を用材生産量としている。

われわれは、用材生産との関係においても図に示したごとく、3つのグループを認めることができる。すなわち、主として東北、北関東、北陸、山陰、南四国、南九州等からなるⅠグループ、東海、近畿および北九州（福岡）等から構成されているⅡグループ、そして残りのⅢグループである。

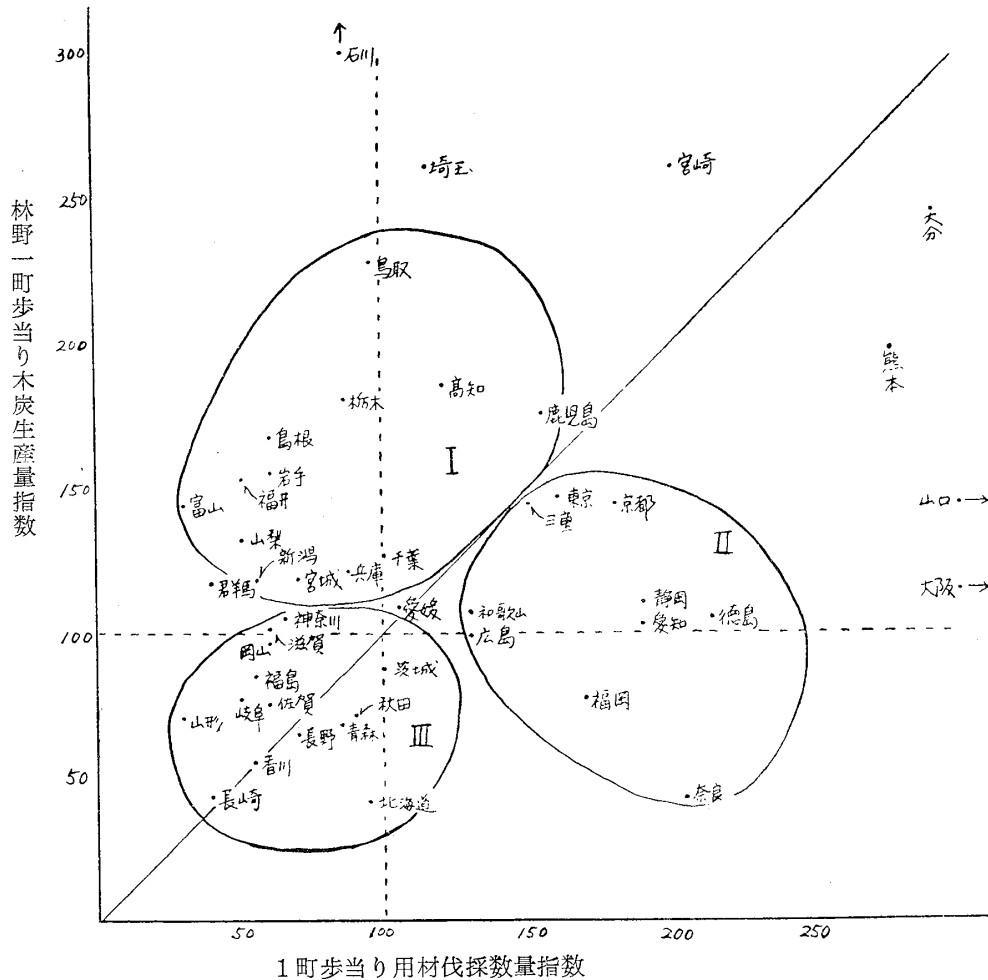
Ⅰグループは、木炭生産の規模が大きく用材生産量の少ない地域、すなわち、林業生産の支配的な形態が、木炭生産である地域である。

作図のために用いた基礎数値は、人工林、天然林の区分はもちろん針葉樹、広葉樹の区分をしない一括した数値である。したがって、広葉樹用材も銘木とか枕木等の用途で入っているはずである。それゆえ、このことは、人工用材林の採取はもちろんのこと、天然生用材採取生産さえ、いまだ発展していなかったのではないかと考えられる。

たとえば、山陰地方に属す鳥取県の場合、用材生産量は全国平均に及ばないが、木炭生産量は全国平均をはるかに抜きんでているのであり、Ⅰグループの典型ともいえるところである。元来鳥取県は島根県および兵庫県但馬地方、京都府丹波地方等とともに山陰木炭として名をなしていたが、どちらかといえば、島根県と同タタラ用木炭生産地であって一般向け木炭生産額はきわめて微々たるものであった。一例をあげれば、「鳥取県日野郡産の木炭は概ね製鉄用に供せるため品質に顧慮せず、ドチラかと言へば粗製濫造の傾向にあった。従って家庭用としての郡外移出は極めて少数であった……」し、「彼の欧州大戦の勃発以来、製鉄界空前の活況を呈するや全く木炭は時代の寵児となり品質の如何を顧みる違な

く濫造されたのである」が「戦後製鉄業の休止に伴ひ木炭の革命的改良を行ひ郡外に移出するにあらざれば本業を經營することが出来ぬ様になった。」⁽¹¹⁾ のがそれである。

図 4 木炭生産と用材伐採量との関係 (大正 10 年)



備考) 1. 第 38 次農商務統計表による。

2. 1町歩当り用材伐採量指数は、用材伐採材積/全林野面積の全国平均(但し沖縄は除外)を 100 とした指数。

3. 林野 1 町歩当り木炭生産量指数は、図 3 の備考参照。

そして、この場合、木炭生産が盛んになった契機として、歴史的には第 1 次世界大戦前の日本資本主義の空前の発展、戦後の不況等による山村経済の変化発展が上げられるべきであろうが、これを受けとめた山村そのものの条件も考えなければならない。その条件はいろいろ考えられるが(たとえば資本の存在形態、労働力の存在形態、土地所有等)、ここでは土地、すなわち製炭原木林についてみると、「山林は概ね製鉄用燃料林に供せられ、古来 30 年毎に定期的に立木を輪伐して、製鉄燃料に供し、製鉄事業廢止後は一般市場向の木炭材として依然定期的に輪伐して今日に及んだのである。従って彼の原生林的巨木林又は荒廢林は一もなく……概ね薪炭林として最も適當なる 20 年乃至 30 年生前後の樹令のもの

(11) 鳥取県日野郡の木炭；大日本木炭協会報，Vol. 1, No. 6, 351 ページ。

が美しき林相をなして」⁽¹²⁾ 家庭用木炭生産が展開する格好の条件となったのである。

しかしながら、Ⅰのグループには入っていないが、木炭の生産量が多く、しかも用材の生産量も多い（しかし木炭生産の比重の方がより大きい）県として宮崎県がある。木炭生産量の多いのはいうまでもなく、旧くから上日向物といわれて、わが国の代表的な木炭生産地であった県北における東臼杵郡北川村の例にみられるように、⁽¹³⁾ 一層木炭生産が発展したことによるものである。が用材生産量が多いのは、県北の上日向と対照的に、「下日向では杉の挿木造林に精を出し天下の美林に迄なった」⁽¹⁴⁾ といわれる飢肥地方の例に代表されるように、人工用材林の採取生産が発展していたことによるものであろう。しかしながら、下日向の用材林業発達の経緯をみたとき、その端緒が旧藩時代の林政の在り方であったとしても、宮崎県は上日向の木炭生産をもって表現されるのであり、したがってⅠグループに近いものと見ることができるであろう。

Ⅱグループ、すなわち単位当り木炭生産量は少ないが用材生産量の多い諸県は、いうまでもなくわが国の先進地である。吉野林業地帯を控える奈良県、筑豊、北有明炭田の開発とともに早くから天然林が枯渇し、それを契機として人工林が展開した福岡県を代表例として、木頭林業、天竜林業、尾鷲林業、青梅林業等の人工育成林の盛んな諸県、そして、瀬戸内地方におけるアカマツ天然林の伐採および中国山脈中の天然生広葉樹林の伐採量が多かった（主としてクリ材で枕木用材）広島県が特殊な例として入っている。しかしいづれにしても製炭段階の林業から歩を進めている地域であることにはかわりない。それゆえ、育成的林業生産の域に達した地方がこのグループの代表例であり、この段階では育成林による用材生産が木炭生産を駆逐してしまった諸県といえるであろう。

ただ、このグループには入っていないが、中九州に属する熊本、大分両県は、中九州そのものが九州としての先進地北九州地方と後進地南九州地方の中間的位置を占めていた（現在もそうであるが）⁽¹⁵⁾ のが影響して、スギの人工林地帯——いわば北九州の地域と、天然生広葉樹の製炭地帯——とに明確に分かれ、製炭量も多いが用材生産量も多い（しかし、用材生産の比重がより高い）という結果となっている。たとえば、熊本県の場合では、阿蘇外輪の小国地方や菊地川流域では早くからスギの人工造林が進み、用材の採取も行なわれていたが、県南の球磨郡、八代郡一帯（球磨川流域）は、「球磨の地たるや峰巒重疊の間にあり到る処森林鬱蒼として天然の良材に富み就中木炭の資材は豊饒にして年々に多額の製品を産出し経済上至大の関係を有し本郡物産中重要な地位を占め殊に県下の一隅に僻在し山河四塞殆んど交通に便ならず物貨の輸送は纔に球磨川の水流に一縷の運命を繋ぎ久しく文明の恵沢に均露する能はず徒に蟠龍虎踞の景勝を誇りし本郡も明治40年6月八代より人吉まで鉄道の開通により天賦の宝庫も開拓せられ百事長足の進歩を以て我が産業界に一新紀元を劃し木炭の輸送額も亦た膨脹を加へたり」⁽¹⁶⁾ というように、大規模な賦存資源は製炭によって開発される段階にあったのである。このようなアンバランスが用材生産量が多くかつ木炭の生産量も多いという結果となっているものと考えられる。

(12) 前掲書、353ページ。

(13) 黒田迪夫；日向地方に於ける製炭企業の性格，林業経済 62 号および日本農研；炭と米の生産構造—宮崎県北川村—を参照。

(14) 重松義則；日向木炭沿革史，日本林学会九州支部大会講演集 第 15 号。

(15) 塩谷 勉・倉沢 博・黒田迪夫；林業発展の地域的構造参照。

(16) 永田孫蔵；球磨木炭同業組合の今昔，大日本木炭協会報，Vol. 2, No. 4, 251ページ。

したがって、熊本、大分両県の場合はⅡグループの特殊事例と考えることができるであろう。

最後に、Ⅲグループ、すなわち用材生産量も木炭生産量もあまり振るわない諸県についてみよう。

これらの諸県は、大きく二つに分けることができるであろう。第一は、比較的先進地に属する茨城、神奈川、滋賀、香川、岡山、佐賀等の諸県、第二は北海道、福島、山形、青森、秋田、長野、岐阜、長崎等の後進的諸県である。前者は広大な平野をもち米作農業が主軸にすえられていて、林業そのものが重要な位置を占めていない諸県および都市近郊諸県とからなっている。したがって、木炭生産はもちろんのこと用材生産も振るわない。ところが、後者の諸県中、北海道が入っているが、この理由はつぎのごとく考えられる。すなわち、「農家戸数の約4分は之（製炭一筆者）を副業とし、移住者の大半は開拓に伴ふ林木の利用を製炭に供し以って生活費の一部に充当しつつある」のであり、そして「過去の製炭原料は如何にして得たかと言ふに、用材を数回に亘り選伐せる残立木、即蓄積200乃至400石の所謂残山をさらえる事が主であったのである。」⁽¹⁷⁾といわれるように、北海道の製炭が開拓に付随したものであり、かつ粗放な製炭であってしかも豊富な山林を対象としていること、これが単位面積当りの木炭生産量を低めているのである。もちろん、用材生産量も広大な山林が対象であることによって、単位面積当りでは低くなっている。

しかし、福島、長野県の場合はそれだけの理由でなく、多少趣を異にしている。たとえば、福島県が「周知のように東北地方では鉱工業が急速な発展を示したところであり、それとも関連してその農業構造は多角的、複合的であり、農山村は比較的豊富にして多彩な兼副業に恵まれていた」⁽¹⁸⁾といわれるように、また、長野県が「元来長野県は我国の山林地帯而かも其の中心地でありますが隣県に比し文化の度が高く、従って経済観念に於て用意の極めて周到さがあると一般から定評されてある県で……故に県民各位は明治、大正にかけ専ら養蚕に主力を注がれ林産方面殊に木炭が県内消費にも不足して遠く北海道および九州方面より……山村へ相当数量の移入があったとの由で御座居ます。」⁽¹⁹⁾といわれるように、当時の山村の経済状態が商品経済に対応するのに製炭でなく農業の商品生産化によることを可能にしていたのである。

その結果、これといっためぼしい兼副業のない岩手県などのごとく後進的農業構造をもち、比較的入り込み易い製炭が盛んとなったところと多少事情を異にしていたのであり、林野の単位面積当り木炭生産量があがらないという結果を示したものと思われる。

だがしかし、この同じグループに入っている青森、秋田両県の場合は、木炭生産が振るわないのはともかくとして、用材生産が振るわないのは多少疑問が残る。なぜならば、大正末においては、青森、秋田両県は国有林材の伐出が行なわれていることが当然予想され、単位当り用材生産量はより高くなければならないからである。この点は、図が大正10年という1カ年を取上げていること、国有、民有林別用材生産をコミで取扱っていること等が原因と考えられるが、確かなことは不明である。

(17) 林 常夫；北海道木炭の原料問題，大日本木炭協会報，Vol. 4，No. 9，407～409ページ。

(18) 林業発達史調査会；東北地方を中心とする薪炭生産発達史，林業発達史資料 第74号，97ページ。

(19) 小池新太郎；東京問屋市場より見たる信州木炭の今昔，大日本炭協会報，Vol. 11，No. 12，486～487ページ。

それはともかくとして、用材生産と製炭との関係は、用材生産、すなわち用材採取生産が発展しているところ（図では単位当り用材生産量が多いところ）では木炭生産が振るわない、逆にいえば、用材生産の盛んでないところで木炭が生産されているという関係があるといえるであろう。つまり、もっともプリミティブな林業生産形態である製炭は、同じ採取的林業生産の中でも発展した形態、すなわち用材生産にまで発展していないところでこそ、生産されているということである。そして、この地域こそ、主として東北、北陸、中国、南四国、南九州からなるいわゆる後進地にほかならない。

ところで、いままでみてきたとき木炭生産の地域的偏在性とその性格、すなわち林業生産の後進性は、何によって規定されているであろうか。この問題を解く鍵は木炭生産と農業との関係を明らかにすることによって与えられるであろう。なぜならば、木炭生産を担うところの労働力の存在形態とその性格が明らかになるはずであるから。

3. 農業の展開と木炭生産

木炭生産の特徴の一つは、農業における技術組織が直接木炭生産に転用しうる点にある。

すなわち、農業において家族労働力の燃焼が不完全にしか行なわれないとき、その労働力は農業における労働力組織そのまま、換言するならば、家族労働力という形のままで製炭に投下される。

このことは、自給経済下にある農山村が商品生産に対応する場合、もし製炭のための条件があるとしたならば、そして家族労働力を投下して行なう商品生産農業展開の条件に欠けているとしたならば、その農山村における商品生産は木炭生産を通じて行なわれるであろう。

このような木炭生産の性格は、つぎのごとき結果を導く。第一に木炭生産は農業生産が発展すればするほど縮少する可能性があること、第二にこれとの関連で、農民層の分化分解が未発達のところほど木炭生産の展開する条件があることである。農業が発展し商業的農業に労働力が振向けられるようになると、つまり小商品生産が展開するようになると木炭生産という林業による商品生産は農民にとって不要化するだけでなく、同時的に生産する条件が欠除するようになる。なぜならば、農業の発展——農業の商品生産化は家族労働力を農業のみで燃焼させることを可能とするからである。その結果、未分化のまま農民に担われていた農業と林業——木炭生産が切断され、家族労働力は農業に投下されるので、木炭生産は縮少せざるをえない。

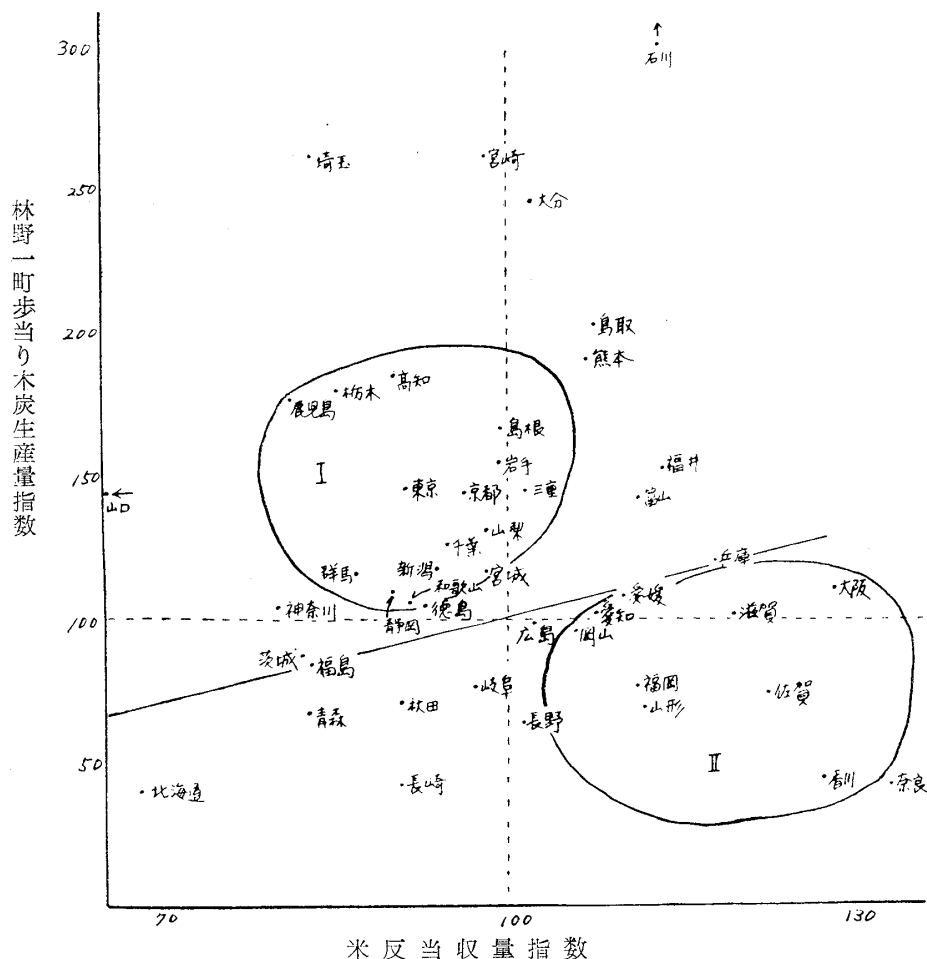
このような、農業と木炭生産との関係が地域的に段階差をもっているとしたならば、農業の遅れたところほど木炭生産は大きな比重を占め、農民層分解の未発達のところほどその比重は大きいはずである。換言するならば、農業の発展の度合によって木炭生産の地域が規定され、性格づけられるはずである。事実はどうであろうか。日本の農業は、水田——米の農業であったし、特に大正期においてはそうであった。したがって、米を指標とすることによって農業の状況が一応明らかとなるであろう。そこで農業発展の指標として米反収と木炭生産の関係を見た図5をみよう。

図からつぎのことがわかるであろう。すなわち、山田勝次郎氏⁽²⁰⁾によって近畿段階と名付けられた奈良、佐賀、福岡等に代表される諸県と東北段階と名付けられた岩手、栃木

(20) 山田勝次郎；米と繭の経済構造を参照。

等に代表される諸県とが対照的位置を占めていることが注目される。農業の生産力段階の高いところは木炭生産が振るわないが、農業の生産力の低いところは木炭生産が高い比重を占めているということである。

図 5 木炭生産と米反収との関係



- 備考) 1. 米反収は山田勝次郎；米と繭の経済構造，11～12ページ附表の大正2～11年をとり，記載なき府県については，第38次農商務統計表の大正10年の反収によった。また，指数の算出は，全国平均反収1.848石を100としている。
2. 1町歩当り木炭生産量指数は図3備考参照。

なぜこのような結果が示されているのだろうか。それはつぎのごとく考えることができる。進んだ段階の、いわゆる近畿段階にある諸県においては、農業の技術構造が進んでいて(たとえば水田率が高く二毛作率が高いといったとき)、林業部門の製炭を副業ないしは兼業にとり入れる度合が少なくなっているのに対して、遅れた水準の農業構造をもついわゆる東北段階においては、資源の豊富さとあいまって単純な手労働が技術の主幹をなし、それゆえに農業における家族労働力が直接的に転用しうる木炭生産が広範に取入れられていると考えられる。

これを別の表現で示せば、商業的農業としては繭がまず上げられるが、これを除くと、「小作関係の対象たる小作米は、その生産の起点からして、生産者(小作人)自身のための

直接的な生活資料としてでなく観念され……小作米収得者（地主）自身にあっても、自家用飯米に当つべき一部分以外の主要部分は、商品すなはち販売すべきものとして観念されてきた。」⁽²¹⁾といわれる当時の米は、それゆえ直線的に商業的農業発展の度合を示し、米反収の高低はまた、直線的に商業的農業の強弱を示す指標でもある。このようなことは、農業の技術、労働組織が直接移行しうる商品生産として手近な木炭生産が取入れられる結果である、ということである。

さて、ここでさらに注意しておかなければならないことがある。それは、いわゆる近畿段階にある諸県は主としてⅡグループに属し、東北段階にある諸県は主としてⅠグループに属していることである。もちろん例外もないわけではないが、大略上述の点は傾向的に正しいであろう。このことは、農業の進んだ諸県（諸地域）は、農業と林業とが分化する傾向にあること、逆に農業の遅れている地帯は農業と林業とが未分化であり、深化する商品経済に林業を兼副業として取入れていることを意味するであろう。

したがって、木炭生産の地域的固定化の性格という問題において、先進地における木炭生産の衰退と後進地における発展との関係は、農業の発展段階にも規定されているということが明らかになったといえるであろう。

ところで、商品生産が農山村に滲透し、農民を小商品生産者に転化したとき、農民相互間ではその小商品生産によって競争関係に立つようになる。生産力の存在形態によって優劣が生じる結果、上向する部分と下向する部分とが生まれる。そのため、単一の階級であった農民層の中からブルジョアジーとプロレタリアートが発生する。いわゆる農民層の分解がこれである。

わが国の場合、寄生地主制の農村支配によって、戦前においてはいわゆる農民層の正常な分解、両極分解が阻止され、一方の極に寄生地主を、他方の極に小作人を析出しながら、全体としては中間層が増大する偏奇的分解——いわゆる中農標準化傾向があったといわれるが、底流として農民層分解の法則は否定すべくもなかった。

特に、「米と繭」の商品化を通じて広範に、そして深く商品経済のもとに把握されかつ第一次大戦後の工鉱業の伸長とそれに続く不況という条件も加わって、農民層の分解は、いわゆる中農標準化ないしは中農肥大化という形があらわれたにせよ、底流としては一段と激しさを増した。

いま、農民層分解の一応の指標を農地経営規模（水田および畑の耕作規模）とし、⁽²²⁾農業の発展の段階を米反収にとって、農業と農民層分解の関係をみると表5のごとくである。

表によれば、いわゆる東北段階にある諸県と、近畿段階にある諸県とが対照的に示されている。すなわち、東北段階の諸県にあっては反収が低いのに照応して5反未満層の占める割合が小さい。つまり、零細農家の占める割合が小さい。これに対して近畿段階の諸県にあっては、米反収が高いことに照応して5反未満の零細農の占める割合が高い。このような特徴の性格は、いうまでもなく、反収の高さという農業の生産力水準を示す指標と、零細農比率（5反以下層農家比率）という農民層分解の程度を示す一応の指標とによって先進的農業（米反収が高い）地帯においてはそれだけ農民層分解が進行しており（5反未

21) 山田勝次郎；前掲書，44ページ。

22) 農民層分解の指標として、耕作規模だけをとることは事実を曲げて解釈する恐れが多分にある。

しかし、ここでは資料的關係もあって、問題点を念頭におきながら、耕作規模をとることにする。

満零細農家率が大きい＝近畿諸県），後進的農業（米反収が低い）地帯においては農民層分解が停滞的であること（5反未満零細農家率が小さい＝東北諸県）を示している。

表 5 耕作規模と米反収の関係

		経営規模 5 反未満層の比率			
		20 % 以下	20 ～ 30 %	30 ～ 50 %	50 % 以上
米 反 収	1.5 石 以下	北海道		東京都* 神奈川県*	
	1.5 ～ 1.75 石		青森県 福島県 秋田県 茨城県 千葉県 栃木県 新潟県	群馬県* 埼玉県 静岡県 徳島県* 高知県* 長崎県* 鹿児島県	和歌山県
	1.75 ～ 2.0 石		岩手県 熊本県 宮崎県	宮城県 山梨県* 長野県* 岐阜県 愛知県* 三重県 滋賀県 京都府* 鳥取県 島根県 岡山県 山口県 大分県	広島県
	2.0 石 以下		山形県 富山県 佐賀県	石川県 福井県 大阪府 兵庫県 奈良県 愛媛県* 福岡県	香川県

備考) 1. 耕地経営規模は、大正 12 年 3 月刊、第 38 次農商務統計表による。

2. 米反収は、大正 2 年～大正 11 年の 1 カ年当り平均で、山田勝次郎；米と繭の経済構造、11～12 ページの附表による。ただし、*印の府県は前掲表の大正 10 年の反収である。

繭を除けば商品作物のこれといってない当時の日本農業では、米の商品化をめぐる農業の発展段階が規定され、それをめぐる農民層分解が進行しているのである。換言するならば、米反収の高い先進的諸県においては商品経済の侵入に対して直接的に農業そのものをもって分解しつつあるのに対して、米反収の低い諸県では、それほどの分解を示していない。

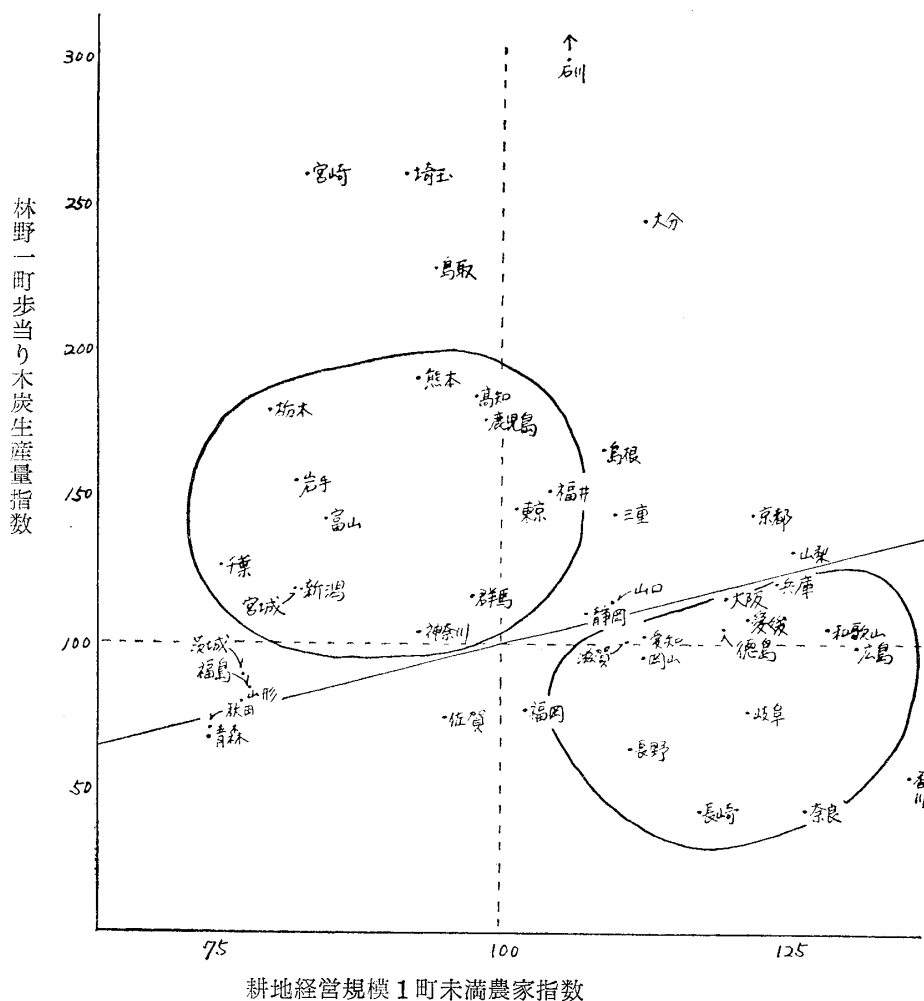
なぜか。第一次大戦後の好況とそれに続く不況は、好むと好まざるとにかかわらず、そして地域のいかににかかわらず農業になんらかの影響を与えているはずである。だとすれば、後進的諸県にも一定の影響を与えているはずである。米反収が低いことによって自給農業からの脱却が困難である後進的諸県＝東北段階では、商品経済との対応が米以外のものであることが考えられる。この場合、天然林が存在すれば、農業、特に自給的農業水準の技術がそのまま転用できる木炭生産は、農家の担う有力な商品生産となりうるであろう。

図 6 によってみよう。当時、自家飯米を生産するだけでなく多少の販売が可能である（もちろん小作であったら小作米の控除後になるが）限界規模（1 町未満）に達しない農家指数を横軸に、林野 1 町当り木炭生産量指数を縦軸にとったものである。

図は、まず第一に、1 町未満層の占める割合が大きくなればなるほど（逆にいえば、規模が小さくなればなるほど）木炭の単位当り生産量が少くなる傾向を示し、1 町未満層の割合が多いほど単位当り木炭生産量が多くなる傾向を示している。

さらに第二には、1 町未満層農家比率が小さく、木炭生産量の多いグループは、ほぼ東日本諸県に多く（東日本型としておこう）、その反対は西日本諸県に多い（西日本型としておこう）ことを示している。この場合、前者は東日本の外に、北陸、山陰、南九州等も含んでいる。

図 6 木炭生産と耕作規模の関係



- (備考) 1. 耕地経営規模1町未満農家指数は、第38次農商務統計表から算出した、1町歩未満全国平均比率 $88.53\% = 100$ として、各府県を除いたもの。
 2. 林野1町歩当り木炭生産量指数は、図3の備考参照。

このような事実は何を示しているだろうか。それは、木炭生産が農業はさして発展しておらず農民層分解もまたさほど進行していない地帯＝東北段階諸県（東日本型）で大々的になされているのに対して、農業そのものが発展し農民層分解もまた進行している地帯＝近畿段階諸県（西日本型）ではあまりなされていないということを明らかにしている。

このような地域的差異の生じた原因は、つぎのごとく考えられる。第1次大戦後急速に農山村に滲透した資本主義と対応する場合、西日本型諸県では農業の発展水準が高いがゆえに農民層分解が激しく進行し、木炭生産を取入れた小商品生産の維持ということだけでなく、分解の方向が下層のプロ化であったと考えられるが、東日本型諸県では農業の発展水準が低いために農民層分解は西日本ほど進まず、小農経済は維持されたが、商品経済と無関係であることはできないため、もっとも簡単な商品生産である木炭生産が取入れられた結果と考えられる。

それゆえ、東日本型諸県の木炭生産の性格は、小農経済が分解した後の商品生産でなく、小農経済がそのまま維持改編されたものとして考えるのが妥当であろう。換言するならば、

東日本型諸県における農民層分解の進行がきわめて微弱であることこそ、木炭生産を盛んにしているということにはほかならない。

今、この間の事情を統計的にみると表6のごとくである。表は農民層分解の一応の指標として経営規模を、製炭形態の指標として主業者製炭量比率をとったものである。

表 6 耕地経営規模と製炭形態

		主業製炭者木炭生産量比率 (%)			
		10 以下	10 ～ 20	20 ～ 30	30 以上
耕地経営規模5反以下農家数比率 (%)	10 以下				
	10 ～ 20	山形県	富山県	千葉県 福島県 秋田県 茨城県	熊本県 新潟県 青森県 栃木県 宮崎県 岩手県 鳥取県
	20 ～ 30	静岡県 京都府 岡山県 徳島県 東京都 石川県 広島県 福岡県 鹿児島県	神奈川県 佐賀県	福井県 宮城県	滋賀県 島根県 埼玉県 群馬県 大分県
	30 以上	大阪府 長崎県 兵庫県 岐阜県 奈良県 三重県	山梨県 愛知県 山口県	愛媛県 長野県	高知県 香川県 和歌山県

備考) 1. 主業者生産量は農務局；副業生産品に関する調査、大正14年による大正12年の数字である。ただし本表は林業発達史調査会；木炭生産・流通の推移と薪炭統制政策、10ページ、第6表による。

2. 耕地経営規模は第38次農商務統計表、大正10年現在である。

表から明らかなごとく、農民層の分解が停滞的な後進地においては、主業生産者生産量比率が大きく、農民層分解が進んでいるところでは主業生産者生産量比率が小さい（副業生産比率が大きい）という対照的生産形態を示している。そしてさらに、前者は東北段階に、後者は近畿段階に属する諸府県が中心的位置を占め、かつ前者が当時の木炭主要生産地であり後者が主要生産地でない府県が多いことは注意を要する。

なぜならば、上述のことは農民層分解の停滞しているところにおける木炭生産が専門的生産に担われ、それがまた逆にこの地域を木炭の主要生産地としているのに対して、農民層の分解がある程度進行しているところにおける木炭生産は副業的生産に担われ、それがまたこの地域を木炭の主要生産地にまで高めていないと解されるからである。

事実、東日本型諸県の多くは大正期に製炭が盛んになったが、その主要な特徴は農業の生産構造がそのまま維持された上で企業製炭による大規模生産が展開したところにある。

たとえば、大正初期から昭和初年にかけて日本一の製炭村となった岩手県山形村及び葛巻町ではつぎのごとくである。

すなわち、「明治10年代からすでに荷軽部部落において農民の副業的・自営製炭或は専門的・自営製炭が僅かにみられたが、しかし、この村の木炭生産を急速に発展せしめて行ったのは、資本的な企業製炭であった。……その後いかなる形態の資本がいかなる条件の下に入ってきて発達して行ったかは知りえないが……二つの異った企業資本の系譜を最初に数えることができる。その一つは、……山林所有者の資本であって、……自己の原木資材と

蓄積された若干の資本とをもって農民及び労働者を雇傭し、大正初年頃から企業製炭を開始した。また第二の系譜は商業資本から転化されたものであって、その例は北福岡町の薪炭商から資本の前貸をうけ、或は集荷人として経営の一部を委託させる等の形で製炭事業を始め、次第に独立した企業者に発展した者で、その経歴も古く、大正初年頃にその起点がおかれている。」⁽²³⁾ ような企業製炭者によって大規模製炭が始められ、資本制的諸関係が成立したかにみえるが、決してそうではなく、山林をめぐる“ヤトイ”関係を残し、さらには、隣村の葛巻町では、「寄生的な性格、賦役を収奪する名子主的な富農地頭層」を、他方では「山小作であり、その利用代償として山地主へ賦役を提供しなければならない……山名子」⁽²⁴⁾を温存し、これが企業製炭という大規模生産の基礎となっているのである。そして一方においては、このような半封建的農業構造により、あるいは「自然的季節的条件を克服しえないために潜在化せしめられている農閑期の半失業的労働力と零細な自給的農業から絶えず析出されてくるところの貧農、農村労働者」⁽²⁵⁾によって、農家の自営製炭が広範に展開しているのである。

つまり半封建的生産諸関係の上に成立している自給農業が商品経済によって分解されず、半封建的諸関係と自給農業そのものを基盤とし、その上に製炭が展開しているのである。

このようなことは、後進的地帯である山形村及び葛巻町だけの事例でなく、大なり小なり商業的農業という点で西日本諸県より遅れた東日本型諸地域の基本的な事例と考えるもよいであろう。

これに対して、地域的には同じ東北に属し、東日本に位置するが、商業的農業の展開と農民層分解の進展という点では先進的な山形県西山村、川土居村の例はつぎのごとくである。

両村における農業は、「両村とも一貫して生産力上昇のあとを示しているが、……大正以降1石7斗から1石9斗の水準を確保し、……すでに大正中期に県平均を上廻り……山村といいながらもかなり高く……」、一方また養蚕も「座繰製糸の衰退—養蚕と製糸の分離にともなう夏秋蚕の飼養と、蚕種の改良とによる……発展の一途をたどり、大正末期から昭和初期にかけて最高に達し、両村とも、本県有数の養蚕村とまでになった」⁽²⁶⁾のである。この結果はまた、農民層分解に拍車をかけたのは当然である。すなわち「大正14年には、すでに1町未満の零細農家が、川土居村では61%、西山村では68%に達していた……。特に西山村では、5反未満の極零細農家が実に45%におよび、川土居村の25%に較べてはるかに大きな比重を占めていたのである」⁽²⁷⁾というのがこれである。

このような農民層分解が進行しているとき、すでに明治初期に発生した製炭は、明治中期以降は順調な発展をとげ、大正に入ると、これまでなされてきた木灰製造が化学染料の発達にともなう紅花の衰退によってかわって盛んになり、「兼業農家の最大かつ貴重な現金収入の途となり……大正中期から昭和初期にいたる蚕糸業の最盛期には、やや低調な足どりを示したが、……蚕糸業の衰退……におよんで、また著しい発展がもたらされたのであ

⁽²³⁾ 農村問題調査会；木炭の生産機構，39～40ページ。

⁽²⁴⁾ 林野庁；林野と山村農民の動向，31 および 58ページ。

⁽²⁵⁾ 前掲，木炭の生産機構，41ページ。

⁽²⁶⁾ 山形県林務課；公有林野実態調査報告書，63～65ページ。

⁽²⁷⁾ 山形県林務課；前掲書，60～61ページ。

る。⁽²⁸⁾

だがしかし、両村の場合、林業が製炭段階にとどまっていなかったところに特徴がある。それは、用材生産が展開し、続いて育成的林業生産が展開したことである。まず用材生産に

表7 用材伐採量の推移

川土居村		西山村	
年次	伐採量	年次	伐採量
明治25年	石 634	—	石 —
31	750	明治34年	4,324
40	458	—	—
大正1年	1,250	大正1年	5,630
5	1,800	4	7,916
9	3,500	9	5,850
14	4,060	14	15,600

備考). 山形県林務課；公有林野実態調査報告書，76ページ，第50表より作製。

については、表7のごとく発展し、特に、西山村は、「この地方有数の用材生産地」とまでいわれるにいたっているのである。

一方、育成的林業生産は、日清・日露戦後の著しい木材価格の騰貴を背景にして、大正期を通じて発展し、「昭和以降においては杉を主とする人工林材が、用材生産量の大半を占めるにいたっている」⁽²⁹⁾ 基礎となったのである。

このことは、岩手県山形村、葛巻町の後進地と異って、製炭そのものが農民層分解の結果として析出される零細農の兼業種としてとり入れられていることを意味するだけでなく、用材生産および育成的林業生産という、林野利用の形態の異なる方向に発展したため、木炭生産が次第に林業生産の副次的位置に追いやられつつあ

ることを意味している。このことは、名子制度＝隸農制をも脱却しえない農業の生産力を基底とし、その結果として農民層分解が進行しえない後進地と大きく異なる点である。農民層分解を激化せしめるだけの農業生産力と商品生産農業の上に立って、製炭ががりり入れられているが、一方では用材生産と育成的林業生産が発展しているのであり、木炭生産は副次的位置にしりぞかねばならない段階にあるからにはかならない。

以上の事例からもわかるように、農業の発展段階とそれに規定される農民層分解のあり方が、製炭に関係し、製炭そのものを規定しているのである。その結果、当時の農業の発展段階からして、西日本、特に近畿諸県に比較すると遅れた段階にあった東日本、特に東北において製炭が盛んになっているのである。そして、この場合、遅れた諸関係がそのまま製炭の場に転用されて、大規模な企業製炭が展開し、製炭王国を形成したものである。

4. 林産行政と木炭生産

上述のごとき製炭の地域的固定化の要因に加えて、さらに固定化を促進したのは、木炭生産に関する政策のあり方である。

木炭生産に関する政策でまず上げなければならないのは、木炭の検査制度であろう。

木炭検査は、県営検査としては「木炭の需要激増し漸く粗製濫造の傾向を示し種類斤量及包装亦一定ならず往々にして未炭化或は粉炭等を混ざるもの多く本県重要物産の一なるに係らず市場の信用を得るに至らず却って製炭者は愈々粗製多産主義を執り移出者亦之に呼応して益々其の悪弊を助長せしむるの状態」をあらため、「規格の統一を期して不正品

⁽²⁸⁾ 山形県林務課；前掲書，73～74ページ。

⁽²⁹⁾ 山形県林務課；前掲書，76ページ。

を根絶し以て市場の声価を昂上せしむるの要急なるものあるを以て」⁽³⁰⁾ 大正10年9月より実施された岩手県をその嚆矢としている。

しかしながら、他郡、他県に移出するものを主とした民営検査はすでに古くからあり、明治33年重要物産同業組合法が公布されて以来、各県とも同業組合による木炭検査が取引上の問題解決や販路の確立化を目的にして、表8のごとく行なわれていた。この木炭検査は、表からもわかるように、主たる市場を県外に有するか（静岡一京浜、和歌山・島根一

表 8 民 営 木 炭 検 査 実 施 府 県

検 査 を 始 め た 時	府 県 名
明治45年までに行なった府県	静岡, 熊本, 島根, 和歌山, 愛知
大正1年～8年に行なった府県	兵庫, 群馬, 高知, 埼玉, 鹿児島, 長野
大正9年～昭和6年に行なった府県	栃木, 東京, 新潟, 鳥取, 山口, 奈良, 北海道, 千葉, 福井, 宮崎, 秋田, 石川, 京都, 岡山, 青森, 愛媛, 福島, 宮城, 山形, 神奈川, 富山, 山梨

備考)。木炭の検査制度，9 ページ，第3表より作製。

京阪神、熊本一福岡・北九州）または特殊用炭（静岡一製茶業、愛知一養蚕業）によるもので比較的商品生産の発達した地域である。そしてそれ以後は、次第にその範囲を広げている。

しかし、検査そのものが集荷・移出業者（産地問屋を含む）等に唱導されたものであり、製炭者自体は依然その桎梏下にあったこと、情実検査が行なわれたことなどでその権威を失うに至ったのである。しかし、このような検査であったとはいえ、規格の統一、大量化による商品性の向上が顕著であり、検査の存在の有無、そのやり方などが府県そして郡単位で異なっていたので、木炭生産の動向に強く影響した点は十分に注意してよいであろう。

このように、不十分ながらも一定の積極的役割をもった民営検査が行詰ると、それにかわって先述の岩手県を嚆矢とし、大正13年の石川県、15年の岐阜、鳥取県と3県が続いて木炭県営検査を始めた。

この県営検査も、基本的には民営検査と同様、主導的役割を果たしたのは、「常に林政官僚と集荷業者であった」が、「大量商品化、大都市住民生活の改善、主産県産品間の競争関係等の進展につれて、規格の単純化とくに正味量目の単一化が消費者に便宜であり、生産者にも有利であることが認められ」⁽³¹⁾ て、大きな影響を与えた。

たとえば、県営検査が岩手県よりずっと遅れて発足した栃木県(昭和9年)産の木炭が、しかも野州丸物として一時代を劃していたのが、「兎に角他産に比して一頭他を抜いて居る只産額の至って少いのと其入目が中途半端な点並に偶々燐炭の混入してある等で品の良い割に羽振りの利かない」⁽³²⁾ のに対して県営検査が実施された岩手県では、「規格にかなった木炭商品を生産しなければならないという一種の強制から、商品生産者の自覚が高められ、また林政当局の行う窯元及び駅頭検査として、多かれ少なかれ生産技術や市場状況に

⁽³⁰⁾ 岩手県地方委員；木炭検査県営の魁，大日本木炭協会報，Vol.2，No.12，667ページ。

⁽³¹⁾ 林業発達史調査会；東北地方を中心とする薪炭生産発達史，87～88ページ。

⁽³²⁾ 齊藤主税；木炭各生産地諸君の問に答ふ「各供給地別木炭の今昔」，大日本木炭協会報，Vol.1，No.5，264ページ。

明るい検査員から技術や経済市況等についての指導を受けることができ……その結果、…
…明治末期から大正初期にかけて国民経済的意味での商品化の段階に入ったこの地方の木炭生産を……本格的な軌道に乗せ」⁽³³⁾ その生産を飛躍的に高めているのである。

このことからわかるように、基本的には林政官僚と集荷業者—商業資本のための制度であったとはいえ木炭の県営検査は林産物商品としての木炭に強く影響していることは否めない。

しかし、木炭以外に商品化しうる物産のない地域で早くから発達し、木炭から他の商品生産に移行したところにおいては遅れて実施されたのは、木炭生産の性格を表わしたものであろう。つまり、先進地での林政はさほど木炭を重要視する必要がなかったのに対して、後進地では木炭生産に対する政策こそ、この時代の林政の一つの柱であったからにほかならない。

とまれ、このような林産行政によって、木炭生産は一層固定化され、しかもそれは先進地でなく後進地に固定化される要因をなしたのである。

む す び

以上の考察の結果、一応つぎのごとく結論づけることができるであろう。

1. 大正期の主要木炭生産地は、北海道、東北、北陸、中国、南四国、南九州地方である。この時代に初めて主要生産地化した中国地方以外は、明治期に引続いての主要生産地である。このことは換言するならば、木炭生産地の固定化が引起されていることを意味している。
2. 中国地方の場合、第一次世界大戦による製炭の一時的隆盛により、家庭用炭としてよりは「タタラ用炭」として製炭されることが多かった。しかし製鉄業が次第に洋鉄に圧倒されるに至ったこと、逆に家庭用燃料炭市場が拡大したことによって製鉄用炭の生産から一般家庭用炭の生産に転換し主要木炭生産地となったのである。
3. そして、以上の主要木炭生産地は、いわゆる後進地である。このことは、木炭生産が後進地に固定化する傾向があることを示すものである。
4. 固定化の要因はつぎのごとくである。
 - i 木炭生産を基本的に規定する広葉樹資源の賦存状態とその所有形態が、木炭主要生産地、北海道、東北、中国、南九州に有利であったこと、すなわち、まとまった所有形態—国有林および大規模私有林が他地方に比較して原木の安定的供給源となったことである。このことは、後進地であるが故に、国有林、大規模私有林所有者の林業地代の実現は、木炭生産だけが可能であったことと表裏の関係をなしていることはいうまでもない。
 - ii また、林業生産の発展段階という点では、育成的林業生産はもちろんのこと、用材の採取的林業生産の段階に達していないところ—後進地に木炭生産が集中したこと、換言すれば、先進地においてはすでに採取的用材生産はもちろんのこと育成的林業生産の段階に入ってその発展テンポを早めていたのであるが、北海道、東北、北陸、中国、南九州、南四国等ではやっと木炭生産による採取生産の段階に入ったこと、そして第一次大戦前後の好況と不況によって、木炭生産が絶対的商品生産と化したことに

(33) 林業発達史調査会；前掲書，90ページ。

よるものである。

- iii このような固定化の方向をさらに一層促進する作用をしたのは、農民層分解の進行の差異と農民層分解を惹起せしめる農業の在り方の地域的差異が木炭生産をも異ならしめたことにもとづいている。すなわち、農業の生産力段階が低く、半封建的農業生産構造をもつ東北段階の諸地域—後進地では、農民層分解が停滞し、侵入した商品生産の位置を占め、専業製炭者による製炭の比重が高くなったこと、北海道、東北、中国、高知、南九州地方で企業製炭の大規模化にあづかって力のあったこと等が木炭生産を盛んにしたのである。
- iv これに対して、農業の生産力段階が高く、したがって農民層分解のある程度の進行をみた近畿段階—先進地においては、商品生産に対応して農業生産の商品生産化がある程度可能であったこと、脱農化、プロ化が可能であったことによって、木炭生産が唯一絶対のものでなく、単なる兼副業として取入れて振るわなかった。
- v 最後に、林産政策の作用である。大正期における木炭政策で特筆されるのは、木炭の公営検査制度である。これは、岩手県を嚆矢として、主として木炭の主要産地でなされたものであるが、均一の、大量の商品生産が強制されること、検査員を通じて製炭技術の一般化が行なわれたこと等によって、主要産地の木炭生産をさらに発展せしめた。もちろん、このような木炭生産政策が特に当時の木炭主要産地—後進地で実施されているのは、後進地であるがゆえに特に木炭生産が重要な意義をもっていたからにはほかならない。がしかし、木炭生産の固定化にはあづかって力があったといえるであろう。

総じて、大正期における木炭生産の地域性は、一定地域の歴史的、経済的条件に規定されて具現しているのである。そしてそれは、後進地—北海道、東北、北陸、中国、南四国、南九州の一層の主産地化の促進と先進地—近畿、南関東、東海等における木炭生産の相対的衰退化が一層顕著になっているといえるであろう。

参 考 文 献

1. 拙稿；木炭生産の展開とその地域性（I—明治期），九州大学演習林集報，第18号所収，1963年。
2. 笠井恭悦；林野所有の形成とその地域性，宇都宮大学農学部学術報告，第4巻第1号所収，1958年。
3. 全国燃料会館；日本木炭史，1960年。
4. 農林省山林局；地方山村林業経済調査書（第二輯），1926年。
5. 黒田迫夫；日向地方における製炭企業の性格，林業経済第62号所収，1953年。
6. 日本農業研究所；炭と米の生産構造，1954年。
7. 重松 義則；日向木炭沿革史，日本林学会九州支部大会講演集，第15号所収，1961年。
8. 林業発達史調査会；東北地方を中心とする薪炭生産発達史，林業発達史資料 第74号，1958年。
9. 山田勝次郎；米と繭の経済構造，1942年。
10. 全販連；木炭の生産と流通，1958年。
11. 農林省農務局；副業生産品ニ関スル調査，1939年。
12. 林業発達史調査会；木炭生産・流通の推移と薪炭統制政策，林業発達史資料 第69号，1957年。
13. 農村問題調査会；木炭の生産機構，1951年。
14. 林野庁；林野と山村農民の動向，1949年。
15. 山形県林務課；公有林野実態調査報告書，1951年。
16. 大日本木炭協会；大日本木炭協会報，第1巻～第11巻，関係論文，1927年～1937年。

Résumé

I. Purpose of Study

The development of forestry takes the process of advancing from the utilization of natural forest resources to the planting forestry. The charcoal production for fuel in Japan is one type of utilization of natural forest resources, because the progress of works of charcoal production consists in making charcoal from the natural broad-leaved forest resources. It seems, therefore, that the social and economic characters of charcoal production regions vary according to the development of forestry.

The purpose of the study is to research into (1) the change of charcoal production regions, (2) their characteristics and (3) the causes of their changes, in the Taisho Period (1912—1925), when the capitalism in Japan made a remarkable development with increasing contradiction within itself.

II. Outline of Conclusions

The conclusions of the study are as follows.

- i. The chief charcoal production regions in the Taisho Period were Hokkaido, Tohoku, Hokuriku, Chugoku, Southern Shikoku and Southern Kyushu Districts. Chugoku District (mainly Shimane Prefecture) appeared as one of the chief charcoal production regions in this period for the first time. It was the result of conversion of the charcoal production for iron-works (named Tatara) into the production of charcoal for usual domestic use.
- ii. The trend of the charcoal production regions being limited to the above-mentioned districts got more and more conspicuous through this period.
- iii. The reasons why the charcoal production regions came to be fixed are as follows:— (1) The type of forest ownership in the above-mentioned regions, backward districts, was suitable for charcoal production. The large-scale landlord forest ownership and the state forest ownership in these districts led to the supply of plentiful and cheap raw wood for charcoal production. (2) Against many advanced districts where forestry had already developed into the planting forestry from the utilization of natural forest resources, the forestry in these backward districts was still at the stage of utilization of natural forest resources. (3) The agriculture in these districts had not proceeded the usual disintegration of peasantry. The retention of feudal or semi-feudal relations of production in these districts had caused low agricultural productive force and weakened the growth of commercial agriculture. These facts contributed to the supply of cheap labour for large-scale charcoal production. (4) Lastly, the public survey of charcoal had been firstly established in these districts.
- iv. To sum up, the regional characteristics of the development of charcoal production is governed by the historical and economic conditions of the development of forestry.